

令和7年（ケ）第66号

ご 注 意 く だ さ い

売却物件は、物件6～8です。

評価書の物件目録に物件1～5の記載がありますが、売却対象物件となっているのは物件6～8ですので、買受けを検討される際はご注意ください。

横浜地方裁判所小田原支部民事部不動産競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 17 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 8 日から 令和 8 年 1 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 3 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 28 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 1 月 28 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
6～8	4,990,000 3,992,000	一括	998,000	24,288	6,939
6	4,890,000				
7	40,000				
8	60,000				



物 件 目 録

6 所 在 平塚市長持字根下
地 番 4 5 4 番 5
地 目 宅地
地 積 1 3 2. 2 6 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 A

7 所 在 平塚市長持字根下
地 番 4 5 4 番 6
地 目 田
地 積 3 7 平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分 2 分の 1

8 所 在 平塚市長持字根下
地 番 4 5 4 番 8
地 目 公衆用道路
地 積 1 6 2 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1



物件明細書

令和 7年11月10日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

1 不動産の表示

【物件番号6～8】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号6～8】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号6】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号7】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

6 所 在 平塚市長持字根下

地 番 4 5 4 番 5

地 目 宅地

地 積 1 3 2. 2 6 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

所有者 A

7 所 在 平塚市長持字根下

地 番 4 5 4 番 6

地 目 田

地 積 3 7 平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 A 持分2分の1

8 所 在 平塚市長持字根下

地 番 4 5 4 番 8

地 目 公衆用道路

地 積 1 6 2 平方メートル

共有者 A 持分6分の1



令和 7 年(ケ)第 66 号
令和 7 年 6 月 13 日受理
令和 7 年 9 月 12 日提出

現況調査報告書 (2 - 2)

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 小 野 将太郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

6 所 在 平塚市長持字根下
地 番 4 5 4 番 5
地 目 宅地
地 積 1 3 2. 2 6 平方メートル
所有者 A

7 所 在 平塚市長持字根下
地 番 4 5 4 番 6
地 目 田
地 積 3 7 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1

8 所 在 平塚市長持字根下
地 番 4 5 4 番 8
地 目 公衆用道路
地 積 1 6 2 平方メートル
共有者 A 持分 6 分の 1

(2枚目)

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の現況は写真のとおりであり、受命物件の占有関係及び占有状況は前記記載のとおりである。
なお、調査にあたっては所有者Aに対して照会書を郵送したが、回答はなかった。
- 2 物件6の土地の登記上の地目は宅地とされているものの、現地調査の結果、物件6の土地には車両が駐車されており、現況雑種地（駐車場の用途）として使用されている。なお、区画はなく、いわゆる青空駐車場の状態である。
- 3 物件6の土地（北側付近）には樹木と金網状の囲いが存している。
- 4 物件6の土地はかつて建物の敷地（宅地）であったため、地下埋蔵物が存している可能性を否定できない。
- 5 物件7の土地の登記上の地目は田とされているものの、現地調査の結果、未舗装であるが、現況公衆用道路の用途として使用されている。また、公租公課証明書上の課税地目においても公衆用道路であることから、物件7の土地は公衆用道路であると認めた。
- 6 物件8の土地は、一部はアスファルト舗装がされており、一部は未舗装であるが、現況公衆用道路である。
- 7 物件7及び8の土地には電柱2本、支柱2本及び支線1本がある。
- 8 評価人の調査によると、物件8の土地の東側で接する道路は市道（建築基準法第42条第1項第1号該当道路）である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年6月19日（木） 11：32 — 12：20	目的物件所在地	物件調査，写真撮影
令和7年7月3日（木）	執行官室（郵送）	所有者へ照会書送付（回答なし）
令和7年8月25日（月） 17：05 — 17：30	目的物件所在地	物件調査（評価人同行）
令和7年8月26日（火） 16：12 — 16：22	横浜地方法務局 西湘二宮支局	土地登記事項証明書受領 建物登記事項証明書受領

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

432-8 432-9 433-8 442-2 453-3 468-4
432-6 433-2 434-4 443-1 453-6



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画・明瞭にした不整形地を記載する地図が提出されるまでの間、これに代わるものとして提出され、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 部 分	所 在	平塚市長持字根下				地 番	454番5				
出 縮	力 尺	1/600	精 度 区 分	座 番 は	系 号 記 号	分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 年	成 月 日	備 付 年 月 日 (原図)				備 記 事 項					

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年2月20日

横浜地方法務局神奈川出張所

登記官

請求番号：81-5

(1/2)

(5 枚目)

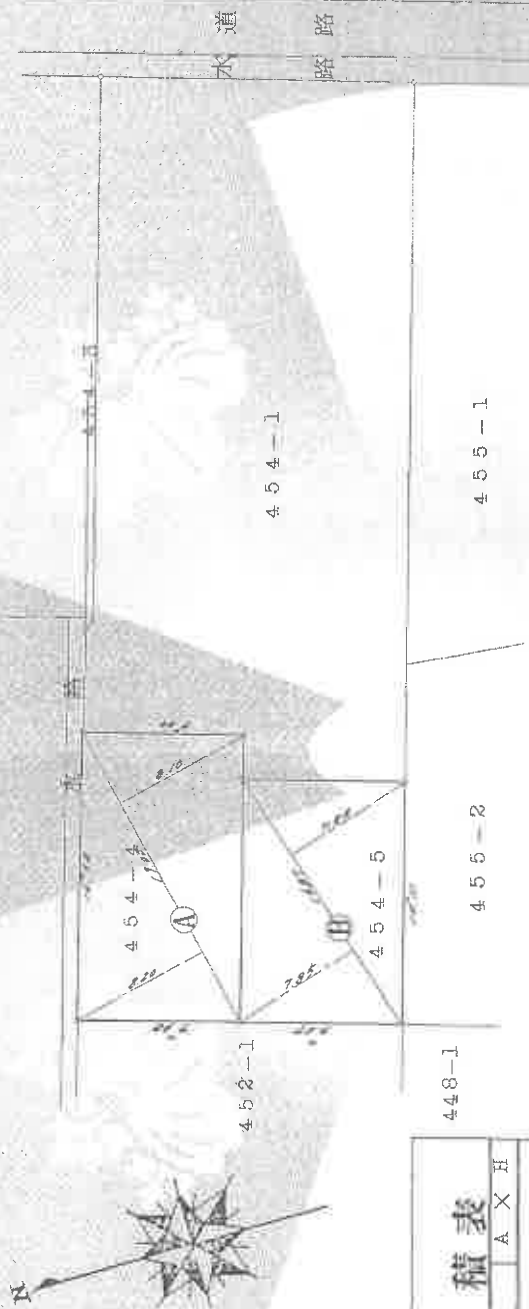
登記年月日 昭和48年11月6日

631829

前 454-1 後・新同一・新

地番	454-1-454-5
----	-------------

土地の所在 平塚市長持字根下



面積求積表

附号	A	B	A X H
454-4			154.85 平方米
A	200	100	20,000
B	100	100	10,000
換算			46 ^坪 84
454-5			132.26 平方米
B	100	100	10,000
換算			40 ^坪 00

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局四部二室支店管理)
令和7年2月20日 横浜地方方法務局御茶屋出張所

登記簿

登記年月日：昭和49年1月25日

631830

地番 454-6-1 454-6-2 454-6-3 454-6-4 454-6-5 454-6-6 454-6-7 454-6-8 454-6-9 454-6-10 454-6-11 454-6-12 454-6-13 454-6-14 454-6-15 454-6-16 454-6-17 454-6-18 454-6-19 454-6-20 454-6-21 454-6-22 454-6-23 454-6-24 454-6-25 454-6-26 454-6-27 454-6-28 454-6-29 454-6-30 454-6-31 454-6-32 454-6-33 454-6-34 454-6-35 454-6-36 454-6-37 454-6-38 454-6-39 454-6-40 454-6-41 454-6-42 454-6-43 454-6-44 454-6-45 454-6-46 454-6-47 454-6-48 454-6-49 454-6-50 454-6-51 454-6-52 454-6-53 454-6-54 454-6-55 454-6-56 454-6-57 454-6-58 454-6-59 454-6-60 454-6-61 454-6-62 454-6-63 454-6-64 454-6-65 454-6-66 454-6-67 454-6-68 454-6-69 454-6-70 454-6-71 454-6-72 454-6-73 454-6-74 454-6-75 454-6-76 454-6-77 454-6-78 454-6-79 454-6-80 454-6-81 454-6-82 454-6-83 454-6-84 454-6-85 454-6-86 454-6-87 454-6-88 454-6-89 454-6-90 454-6-91 454-6-92 454-6-93 454-6-94 454-6-95 454-6-96 454-6-97 454-6-98 454-6-99 454-6-100

地積測量図

土地の所在 平塚市長持字根下

面積求積表

454-6

37.83 平方米

種別	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	合計
A																	
B																	
C																	
TOTAL																	37.83

換算 11 坪

454-7

132.28 平方米

種別	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	合計
D																	
E																	
F																	
TOTAL																	132.28

換算 40.01 坪

454-8

159.74 平方米

種別	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	合計
G																	
H																	
TOTAL																	159.74

換算 48.32 坪

(尺貫法)

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方支務局通称「宮支局管轄」)
令和7年2月20日 横浜地方支務局神奈川出張所

登記官

(17 枚目)

請求番号：81-7

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

地積測量図

454番8

土地の所在

平塚市長持字根下

座標一覧表

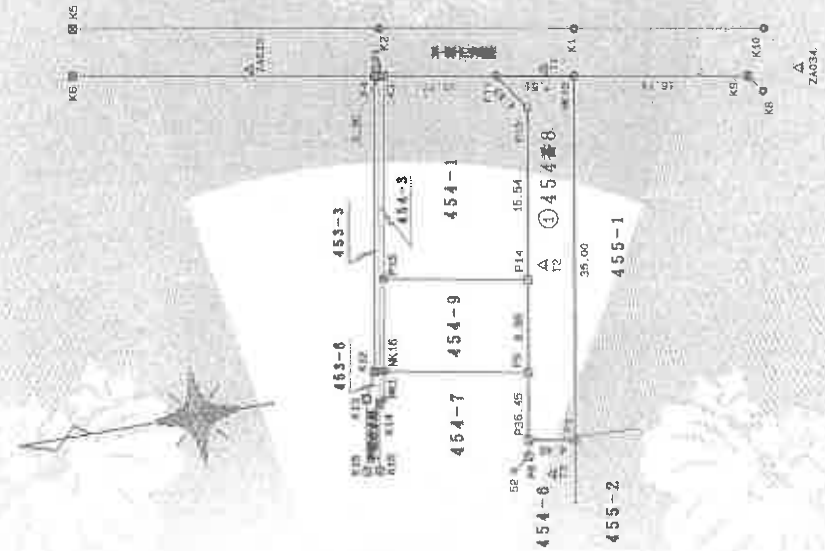
測点番号	X	Y	備 考
52	-72110.904	-46521.018	70.74
K1	-72123.371	-46480.158	測量点
K2	-72105.376	-46477.114	測量点
K3	-72105.005	-46481.652	測量点
K4	-72104.116	-46481.511	測量点
K5	-72076.096	-46472.291	測量点
K6	-72075.361	-46476.765	測量点
K8	-72140.738	-46488.998	測量点
K9	-72138.567	-46487.363	測量点
K10	-72141.804	-46483.141	測量点
K12	-72099.321	-46509.538	測量点
K13	-72098.077	-46512.111	測量点
K14	-72099.213	-46512.757	測量点
K15	-72098.172	-46518.914	測量点
K16	-72098.969	-46518.796	測量点
NK1	-72099.749	-46512.366	測量点
NK10	-72129.053	-46484.634	測量点/工事線
NK16	-72100.218	-46509.640	測量点/工事線
P1	-72117.191	-46519.143	測量点
P3	-72112.759	-46518.350	測量点
P8	-72113.604	-46519.697	測量点
P9	-72113.836	-46512.025	測量点
P10	-72118.095	-46486.856	測量点
P11	-72115.635	-46483.408	測量点/工事線
P14	-72115.334	-46503.170	測量点
P15	-72101.723	-46500.841	測量点/工事線
Z4033	-72092.454	-46478.955	測量点 (2000)
Z4034	-72144.608	-46487.456	測量点 (2000)
G1	-72104.562	-46480.624	測量点
T1	-72120.300	-46483.503	測量点
T2	-72117.107	-46502.043	測量点
T3	-72114.565	-46521.891	測量点

座標変換表

測点番号	X1	Y1	X2	Y2	距離
NK10	-72123.053	-46484.534	-72330.030	50.40	7.51
P11	-72115.635	-46483.408	-230464.736	66.40	4.23
P10	-72118.095	-46486.856	-13992.543	66.60	16.54
P14	-72115.334	-46503.170	-198057.001	0.300	8.96
P9	-72113.836	-46512.025	-119768.464	37.90	6.46
P3	-72112.759	-46518.350	155669.198	4.500	4.49
P1	-72117.191	-46519.143	478868.058	0.420	35.00
			324.420	630	
			162.210	315	
			162.21	m	
					49.068

測量者の基本三角度の成果により測量。任意水準値による。
平成25年12月6日測量。

(平塚市)



縮尺 1/500

申請人

25年12月 6日(作成)

作成者

登記年月日 平成25年12月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(平塚地方支務局頭 富田信彦 署)

令和7年2月20日 平塚地方支務局 津川出 出頭

登記官

(8 枚目)

写真撮影位置関係図

←○は写真撮影位置・方向



①

物件 6



②

物件 7

物件 8



③

物件 7



④

物件 8



令和 7 年 (ケ) 第 66 号
令和 7 年 8 月 25 日 現地調査
令和 7 年 9 月 19 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書
(物件 6 乃至 8)

評価人 不動産鑑定士

藤 原 新 一

第 1 評価額

一 括 価 格（合計）	
金 4, 9 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 6（土地）	金 4, 8 9 0, 0 0 0 円
物 件 7（土地）	金 4 0, 0 0 0 円
物 件 8（土地）	金 6 0, 0 0 0 円

第 2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
6	次頁物件目録記載のとおり	地目：雑種地
7		地目：公衆用道路
8		
特 記 事 項		
特になし		

＊現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1	所	在	平塚市徳延字三ヶ月田
	地	番	109番1
	地	目	宅地
	地	積	41.00平方メートル
	所有者	株式会社波愛都	
2	所	在	平塚市徳延字三ヶ月田
	地	番	109番3
	地	目	宅地
	地	積	258.96平方メートル
	所有者	株式会社波愛都	
3	所	在	平塚市徳延字三ヶ月田
	地	番	109番4
	地	目	宅地
	地	積	108.00平方メートル
	所有者	株式会社波愛都	
4	所	在	平塚市徳延字三ヶ月田
	地	番	109番5
	地	目	宅地
	地	積	22.45平方メートル
	所有者	株式会社波愛都	

物 件 目 録

5	所 在	平塚市徳延字二ヶ月田109番地4、109番地3
	家屋 番号	109番4
	種 類	居宅 診療所
	構 造	木造スレート・瓦葺2階建
	床 面 積	1階 181.44平方メートル 2階 82.99平方メートル
	所有者	株式会社政受都

6 所 在 平塚市長持字根下
 地 番 454番5
 地 目 宅地
 地 積 132.26平方メートル
 所有者 A

7 所 在 平塚市長持字根下
 地 番 454番6
 地 目 田
 地 積 37平方メートル
 共有者 A 持分2分の1

8 所 在 平塚市長持字根下
 地 番 454番8
 地 目 公衆用道路

令和 7 年 (ケ) 第 66 号

物 件 目 録

地 積 162 平方メートル

共有者 A 持分6分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件6乃至8一体地）

位 置・交 通	JR東海道本線「平塚」駅の概ね北西方約4km（道路距離）、バス停留所「長持根下」から徒歩約2分程度に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅のほかアパートも見られる住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	準防火地域
	そ の 他	◇ 第2種高度地区（最高高さ15m） ◇ 景観計画区域（市全域） ◇ 宅地造成等工事規制区域（市全域）
画 地 条 件	規 模	331.26㎡
	形 状	不整形地
	間 口・奥 行	間口約7.5m程度、奥行約54.3m程度
	地 勢	隣接地とほぼ等高である
接面道路の状況	物件6は、物件7及び物件8を介して東側で幅員約4.5m舗装市道（長持5号線、建築基準法第42条1項1号）に約7.5m程度略等高に接面している。 【物件7】未舗装の公衆用道路（建築基準法外道路） 【物件8】幅員約4.5m舗装私道（建築基準法第42条1項5号）一部舗装、一部は未舗装である。	
土地の利用状況等	物件6は現況雑種地（駐車場の用途）として利用されており、物件7及び物件8は現況公衆用道路（詳細は上記のとおり）である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	引込可
	都 市 ガ ス	なし
	下 水 道	引込可

特 記 事 項	◇ 平塚市水害ハザードマップの浸水想定区域内である。 ◇ 物件 6 土地上（北側付近）には樹木と金網状の囲いが存している。駐車場として使用されているが、区画はなくいわゆる青空駐車場の状態である。かつて建物の敷地（宅地）であったため、地下埋設物が存している可能性は否定できない。 ◇ 物件 6 土地上に建築をする場合には共有する土地と共に建築基準法上の道路と接面する必要があるため、建築確認を取る際には、事前相談等が必要となる可能性が高く、注意を要する。 ◇ 物件 7 は登記簿上の地目は田とされているものの、現地調査の結果及び公租公課証明書上の課税地目も公衆用道路であることから、公衆用道路であると認めた。 平成 19 年に農地転用の許可を受けている。 届出年月日：平成 19 年 2 月 9 日 届出条項：農地法第 5 条 転用目的：道路敷地 ◇ 物件 7 及び 8 の土地上には電柱 2 本、支柱 2 本及び支線 1 本がある。 ◇ 東側で接面する市道の幅員は公図上の水路部分（現況道路）を含んだものである。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件6（土地）

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	価 格 (円)
6	106,000	83	88,000	×132.26	= 11,640,000
		100			

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示地 平塚－22

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{地価公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 105,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{101}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & = & 106,000 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正の必要なし。

◇地 域 格 差：地価公示地の所在地域は対象地域に比し街路条件、交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個 別 格 差：行止まり地であること、現況は雑種地であること及び「第4 目的物件の位置・環境等」記載の特記事項等を勘案し総合格差で上記のとおり。

② 物件 7 (土地)

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	価値率	地 積 (㎡)	持分 割合	価 格 (円)
7	106,000	×0.05	×37	1	= 100,000
				2	

◇標準画地価格：「①のとおり」

◇価値率： 不特定多数の用に供されている公衆用道路であり、その価値率を5%と判定した。

③ 物件 8 (土地)

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	価値率	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	価 格 (円)
8	106,000	×0.05	×162	1	= 140,000
				6	

◇標準画地価格：「①のとおり」

◇価値率： 不特定多数の用に供されている公衆用道路であり、その価値率を5%と判定した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
6	11,640,000			× 0.6	× 0.7		= 4,890,000
7	100,000			× 0.6	× 0.7		= 40,000
8	140,000			× 0.6	× 0.7		= 60,000
一括価格 (合計)							4,990,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：共有の公衆用道路及び雑種地から構成される目的土地の個別性、建築等の際には共有土地を敷地部分として建築確認を取る必要があること、及び第 4 1. 特記事項を参酌すると、不動産市場での有効需要が減退するものと判断される。従って、市場動向に基づく修正として－40%と判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示地：平塚-22

所 在：平塚市入野字八反田 344 番 10

価 格：105,000 円／㎡

位 置：JR 東海道本線「平塚」駅約 4.8 km

価 格 時 点：令和 7 年 1 月 1 日

地 積：110 ㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：東側 4.6m 市道

用 途 指 定 等：市街化区域

第一種中高層住居専用地域（建蔽率 60%，容積率 200%）

準防火地域

地 域 の 概 要：一般住宅にアパート、農地等が混在する住宅地域

2. 固定資産税課税標準額（令和 7 年度）

物件 6 7,999,084 円

物件 7 0 円(免税点未満、持分 2 分の 1)

物件 8 0 円(免税点未満、持分 6 分の 1)

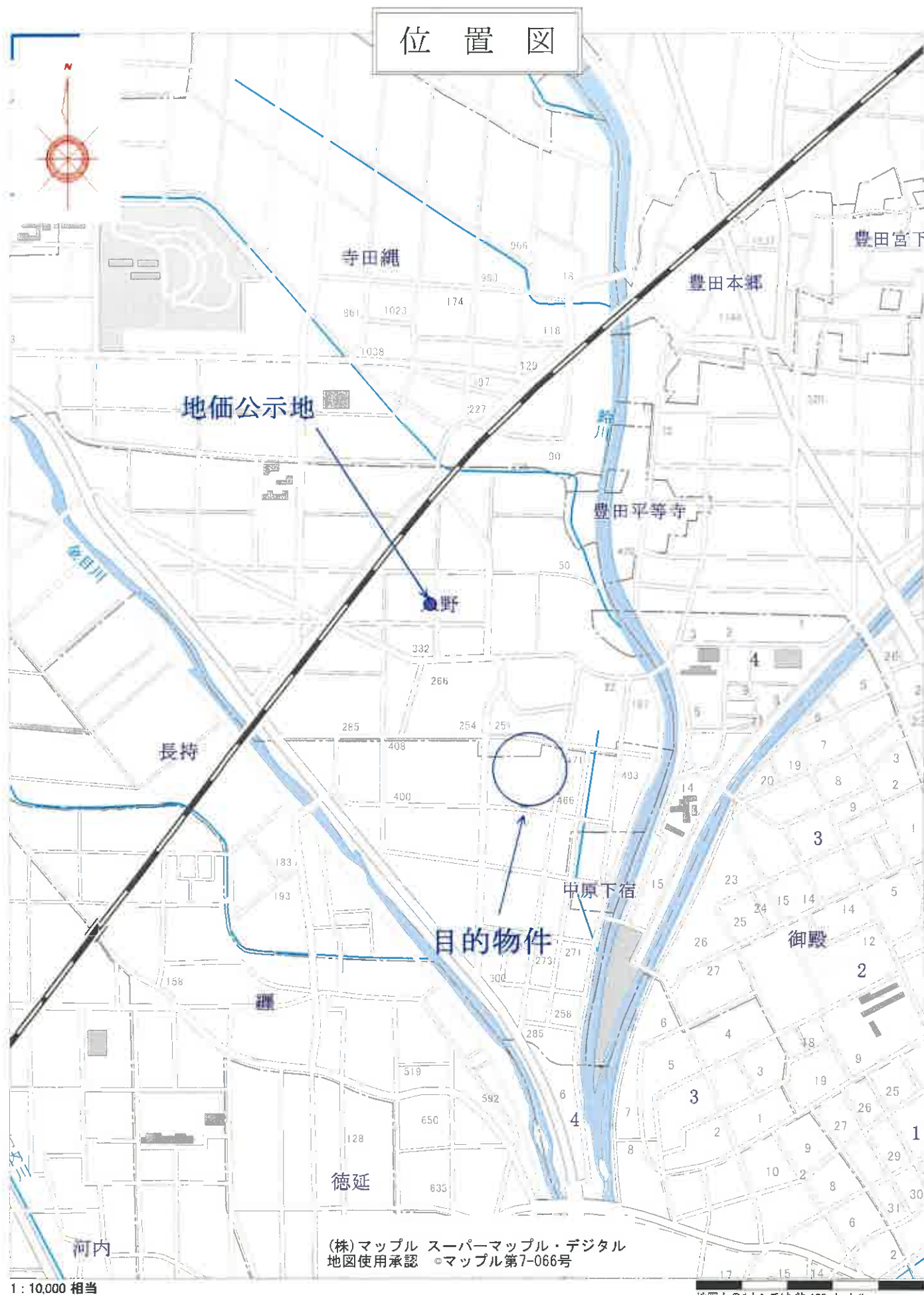
第7 附属資料の表示

位置図

公図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

地積測量図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

位置図



公 図 写

イ 432-8 432-9 ホ 433-8 442-2 リ 453-3 468-4
ロ 432-6 433-2 ニ 434-4 セ 443-1 ヌ 453-6 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	平塚市長持字根下				地番	454番5			
出力尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年2月20日

横浜地方方法務局神奈川出張所

登記官

請求番号：81-5

(1/2)

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成25年12月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所西側(登記局管轄))

令和7年2月20日 横浜地方裁判所 神奈川出張所

登記官

地積測量図

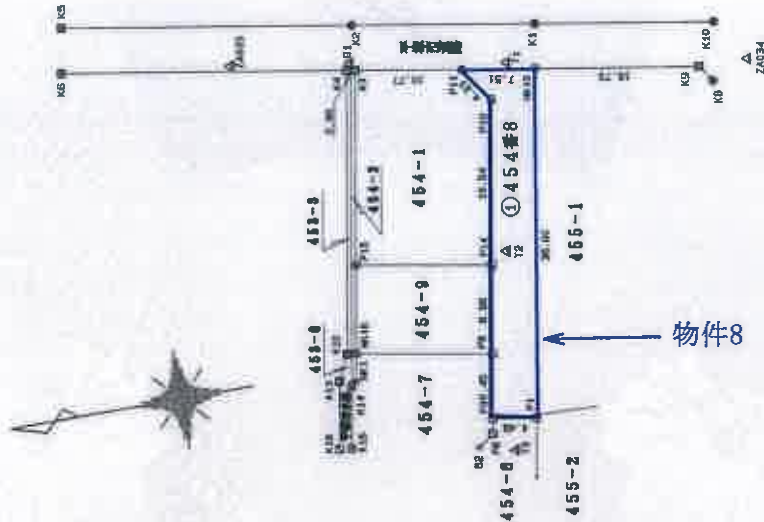
地番 454番8

土地の所在 平塚市長持字根下

点番	X	Y	面積	備考
52	-72110.904	-48521.018	70.79	△
K1	-72123.771	-48480.158	80.95	△
K2	-72105.376	-48477.114	80.95	△
K3	-72105.005	-48481.882	80.95	△
K4	-72104.116	-48481.511	80.95	△
K5	-72075.085	-48472.291	80.95	△
K6	-72075.351	-48476.785	80.95	△
K8	-72140.738	-48488.598	80.95	△
K9	-72139.587	-48487.353	80.95	△
K10	-72141.804	-48489.141	80.95	△
K12	-72089.321	-48509.539	80.95	△
K13	-72088.077	-48512.111	80.95	△
K14	-72088.213	-48512.757	80.95	△
K15	-72088.472	-48518.914	80.95	△
K16	-72086.959	-48518.795	80.95	△
NK1	-72089.749	-48512.385	80.95	△
NK10	-72123.053	-48484.534	80.95	△
NK16	-72100.218	-48503.840	80.95	△
P1	-72117.191	-48519.143	80.95	△
P3	-72112.785	-48518.350	80.95	△
P8	-72112.504	-48519.887	80.95	△
P9	-72113.636	-48512.025	80.95	△
P10	-72118.095	-48486.856	80.95	△
P11	-72115.695	-48483.408	80.95	△
P14	-72115.334	-48503.170	80.95	△
P15	-72101.723	-48500.841	80.95	△
Z1033	-72092.484	-48478.995	80.95	△
Z1034	-72144.608	-48487.458	80.95	△
G1	-72140.300	-48480.924	80.95	△
T1	-72104.582	-48483.503	80.95	△
T2	-72117.107	-48502.043	80.95	△
T3	-72114.585	-48521.891	80.95	△

点番	X	Y	面積	備考
NK10	-72123.053	-48484.534	7.51	△
P11	-72115.695	-48483.408	4.23	△
P10	-72118.095	-48486.856	16.54	△
P14	-72115.334	-48503.170	8.98	△
P9	-72113.636	-48512.025	6.45	△
P3	-72112.785	-48518.350	4.48	△
P1	-72117.191	-48519.143	35.00	△
			324.4200630	
			162.2100318	
			162.21	
			49.058	

測量の原点は三角点の測量により測量。任意精度による。
平成25年12月6日測量。



作成者

申請人

縮尺 1/500

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

請求番号：81-8

登記年月日：昭和49年1月25日

631830

前454-1 後・新間一

地

冊 454-6 454-1 454-8

土地の所在 平塚市長持字根下

面積求積表

符号 A B C D E F TOTAL
454-6

A	1.124	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
B	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
C	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
D	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
E	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
F	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
TOTAL	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100

換算 11坪44

454-7

132.28 平方米

D	1.124	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
E	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
F	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
TOTAL	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100

換算 40.01坪

454-8

159.74 平方米

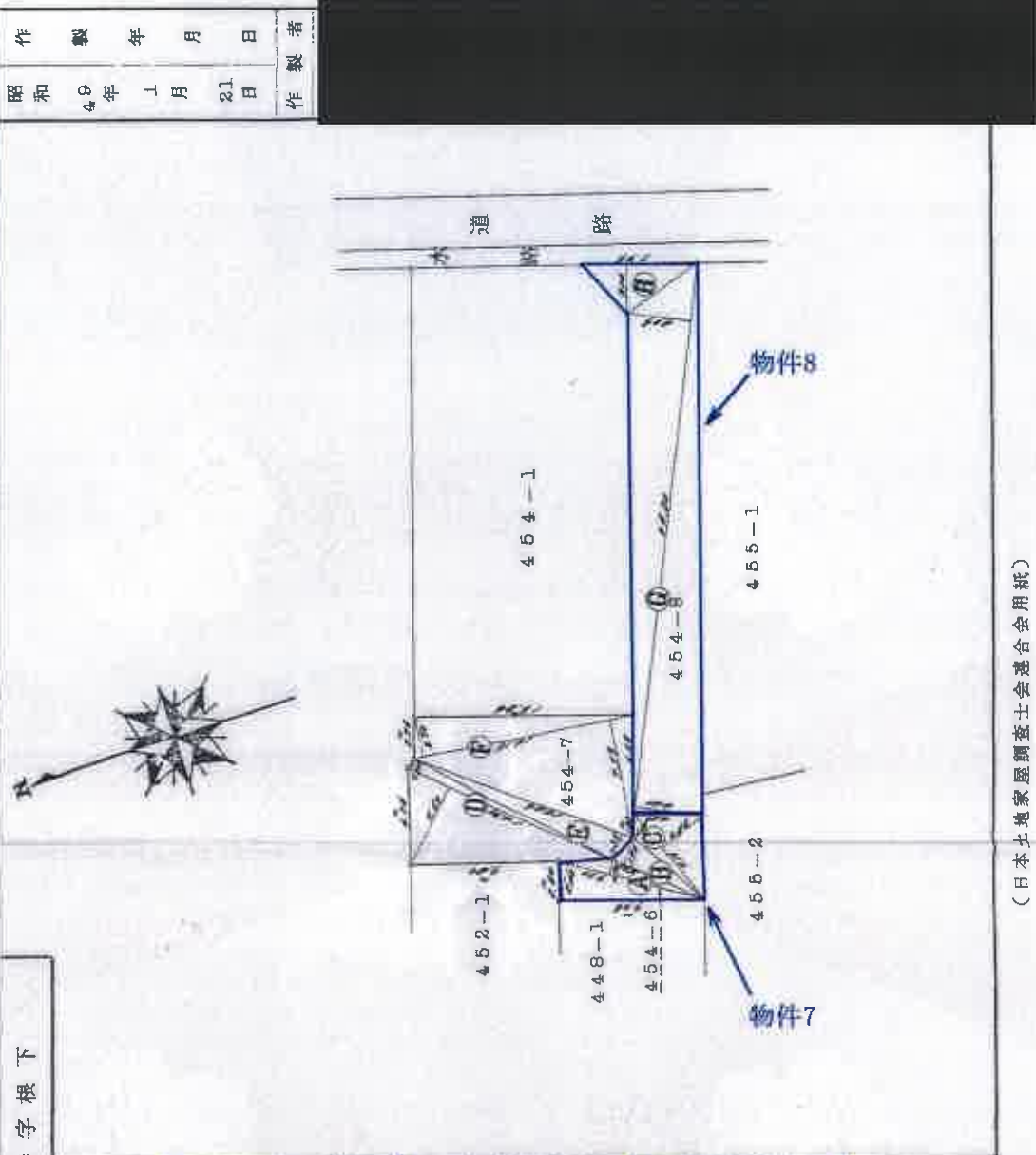
G	1.124	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
H	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
TOTAL	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100

換算 48坪32

(参考)

縮尺 1/300

地積測量図



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方支務局四浦(宮支局管轄))
令和7年2月20日 横浜地方支務局神奈川出張所

登記官

請求番号 81-7

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和48年11月6日

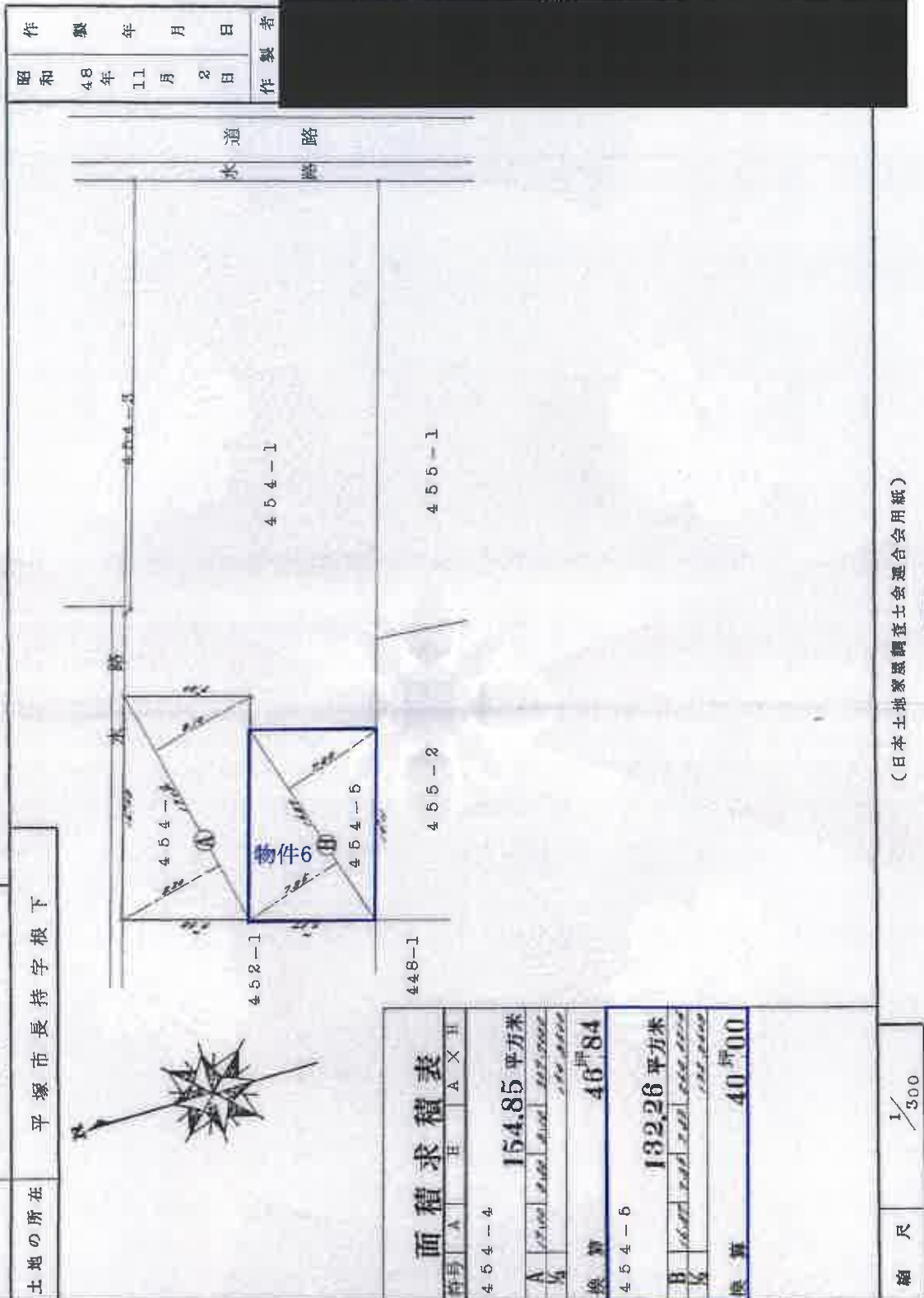
631829

前 454-1 後 新同一・新

地番 454-4 454-5

土地の所在 平塚市長持字根下

地積測量図



これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所 西川 三宮文昭書記官)
令和7年2月20日 横浜地方裁判所 西川 三宮文昭書記官

登記官